

# PTA総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

## 〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容	補償例	保険金額
<b>傷害(ケガ)の補償</b> ●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復送上也対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中で転倒しケガをして、10日間入院。 支払保険金:50,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして24日間通院。 支払保険金:72,000円	<b>死亡保険金額 785万円</b> <b>後遺障害保険金 4%~100%</b> <small>障害の程度によって上記死亡保険金額の</small> <b>入院保険金日額 5,000円</b> <small>(180日限度)</small> <b>手術保険金 (1事故につき1回) 10倍・5倍</b> <small>手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の(入院中・入院中以外)</small> <b>通院保険金日額 3,000円</b> <small>(90日限度)</small> <b>190円</b>
<b>制度掛金 (1世帯あたり)</b>		

## 〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容	補償例	保険金額(お支払限度額)
<b>損害賠償責任補償</b> ●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 <small>〈対人・対物補償〉(往復送上一対象外)</small> ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 <small>〈保管物補償〉(往復送上一対象外)</small> ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 <small>〈提供飲食物危険補償〉</small> PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	<対人>PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。 <対物>PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。 PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。) PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。 PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	<b>対人 1名 1億円 1事故 2億円</b> <small>(自己負担額 1,000円)</small> <b>対物 1事故 500万円</b> <small>(自己負担額 1,000円)</small> <b>保管物 1事故 10万円 保険期間中 500万円</b> <small>(自己負担額 5,000円)</small> <b>対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額</b> <small>注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれ1事故あたりの限度額が適用されます。</small> <b>弁護士費用 1事故 100万円</b> <b>保険期間中 1億円</b> <b>10円</b>
<b>制度掛金 (児童・生徒1人あたり)</b>		

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない場合は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

## 保 険 期 間

2020年7月1日 午前0時より  
 2021年7月1日 午後4時まで

お手続き 加入依頼書および制度掛金の納付は6月22日(月)必着でお願いします。

※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

## 制 度 掛 金

PTA団体傷害保険 190円×世帯数 } = 制度掛金  
 PTA賠償責任保険 10円×児童・生徒数

※教師会員の制度掛金は不要です。制度掛金は単位PTAにてとりまとめください。